

改正	昭和49年9月30日条例第38号	昭和50年9月29日条例第27号
	昭和51年9月20日条例第27号	昭和52年9月20日条例第25号
	昭和53年6月26日条例第29号	昭和54年9月27日条例第36号
	昭和55年9月16日条例第34号	昭和56年9月25日条例第33号
	昭和57年9月25日条例第43号	昭和57年10月1日条例第49号
	昭和58年9月29日条例第29号	昭和59年9月20日条例第26号
	昭和60年9月20日条例第33号	昭和61年9月20日条例第34号
	昭和62年9月21日条例第35号	昭和63年9月20日条例第24号
	平成元年9月20日条例第31号	平成2年9月20日条例第20号
	平成3年3月30日条例第16号	平成4年3月31日条例第12号
	平成5年3月12日条例第2号	平成6年3月15日条例第4号
	平成7年3月15日条例第6号	平成8年3月15日条例第4号
	平成10年6月30日条例第24号	平成11年3月10日条例第5号

青梅市児童手当条例（昭和44年条例第46号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（趣旨）

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）保護者 児童または障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。

以下同じ。）する父もしくは母または父母に扶養されない児童または障害者を扶養する者をいう。

（2）18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

（支給要件）

第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であつて、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有するものに支給する。

（1）父または母が死亡し、もしくは規則で定める程度の障害の状態となり、または父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

（2）20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

（1）保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者および扶養親族（以下「扶養親族等」という。）ならびに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

（2）支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

（3）支給要件児童（第1項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父および母と生計を同じくしているときまたは父および当該父の配偶者もしくは母および当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父または母が第1項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

(種類および額)

第5条 手当は、月を単位として支給するものとし、その種類および種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり月額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当および障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

(受給資格等の認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格および手当の額について認定を受けなければならない。

(支給期間および支払期月)

第7条 手当は、前条にもとづく受給資格の認定を申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき理由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の特別区または他の市町村においてこの条例にもとづく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童にかかる受給資格の認定の申請があつたとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない理由により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、当該理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該理由により受給資格の認定の申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月

3 手当は、毎年2月、6月および10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする理由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定にもとづく増額の改定について準用する。

(未支払の手当)

第9条 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であつた者にその未支払の手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき理由が生じたにもかかわらず、その理由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、市長に対し、規則で定める事項を届け出、かつ、規則で定める書類その他を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は昭和47年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。
(手当の支給に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の青梅市児童手当条例（以下「新条例」という。）第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分および5月分とする。
(認定の申請に関する経過措置)
- 3 この条例による改正前の青梅市児童手当条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定にもとづき受給資格の認定を受けた者であつて、新条例第6条の規定にもとづき受給資格の認定を受けることができるものは、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす（以下「みなす受給資格者」という。）。
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者またはみなす受給資格者となるべき者であつて、新条例の施行によつて手当額の増額の改定を要すべき者は、同日前においても当該手当について、新条例第6条の規定にもとづく受給資格の認定または手当額改定の認定の申請をすることができる。
- 5 前項の規定にもとづいて行なわれた申請は、昭和46年12月中に行なわれた申請とみなす。
- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者もしくはみなす受給資格者であつて、新条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする理由に該当している者または同日後同年2月29日までの間に、手当の支給要件に該当するに至つた者もしくはみなす受給資格者であつて、新条例の施行によつて手当額の増額改定を必要とする理由に該当するに至つた者が、同年3月31日までの間に新条例第6条の規定にもとづく受給資格の認定または手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当（増額改定にかかるものにあつては当該増額部分）の支給は、新条例第7条第1項または第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月またはその者が手当の支給要件に該当するに至つた日もしくは手当額の増額改定を必要とする理由に該当するに至つた日の属する月の翌月から支給する。
- 7 削除
(青梅市重度心身障害者福祉手当条例の一部改正)
- 8 青梅市重度心身障害者福祉手当条例（昭和43年条例第20号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「（昭和44年条例第46号）」を「（昭和46年条例第42号）」に改める。

付 則（昭和49年9月30日条例第38号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべき、この条例による改正前の青梅市児童手当条例（以下「旧条例」という。）の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定にもとづき受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例にもとづく受給資格の認定を受けることとなつた者を含む。）であつて、この条例による改正後の青梅市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）による手当の支給を受けることができる者は、新条例による受給資格および手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定にもとづく認定の申請とみなす。

付 則（昭和50年9月29日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和50年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年9月20日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和51年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和52年9月20日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和52年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和53年6月26日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の青梅市児童育成手当条例第4条第2項の規定は、昭和53年6月1日から適用する。ただし、第5条第1項の表の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和53年5月以前の月分として支給すべき手当の支給の制限および同年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和54年9月27日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和54年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和55年9月16日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和56年9月25日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和56年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和57年9月25日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の青梅市児童育成手当条例第4条第2項の規定は、昭和57年6月1日から適用する。ただし、第5条の改正規定は、昭和57年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和57年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和57年10月1日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年9月29日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和58年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和59年9月20日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和59年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則 (昭和60年9月20日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和60年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (昭和61年9月20日条例第34号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和61年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (昭和62年9月21日条例第35号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和62年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (昭和63年9月20日条例第24号)
(施行期日)
- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和63年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (平成元年9月20日条例第31号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成元年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (平成2年9月20日条例第20号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成2年9月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (平成3年3月30日条例第16号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成3年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
付 則 (平成4年3月31日条例第12号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成4年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。
- 3 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間は、この条例による改正後の青梅市児童育成手当条例(以下「新条例」という。)第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは、「昭和51年4月2日以後に生まれた児童および義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校または盲学校、ろう学校もしくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。)」と読み替えるものとする。
- 4 改正前の青梅市児童育成手当条例第6条の規定にもとづき受給資格の認定を受けた者であって、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格および手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 5 新条例第7条第1項または第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格および手当の額の認定の申請をした者に対する

育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 平成4年4月1日において、新条例第4条の規定によつて育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給該当者」という。） 平成4年4月

(2) 平成4年4月2日から同年5月31日までの間に受給該当者となつた者 受給該当者となつた日の属する月の翌月

付 則（平成5年3月12日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成5年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成6年3月15日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成6年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成7年3月15日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、平成7年6月以降の月分の手当について適用し、同年5月以前の月分の手当については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第1項の規定は、平成7年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成8年3月15日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成8年3月以前の月分として支給すべき手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成10年6月30日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の青梅市児童育成手当条例第3条第2項および第4条第2項の規定は、平成10年8月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成11年3月10日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 知的障害者であつて、知的発達の遅滞の程度が中度以上であるもの

(2) 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの

(3) 脳性麻痺（ひ）または進行性筋萎（い）縮症を有する者